

## 中国の世界遺産制度から見る「頤和園」の保護政策について

袁 孟 圭\*

はじめに

中国の世界遺産登録と保護

皇家園林の頤和園の保護

頤和園の「顕著な普遍的価値」

頤和園の保護計画と保護状況

結 論

### はじめに

今年の7月に世界遺産「クラクフ歴史地区」を有するポーランドのクラクフで行われた第41回世界遺産委員会は、中国が推薦した「歴史的万国租界一鼓浪嶼」と「青海フフシル」の世界遺産登録を決定した。中国の世界遺産はこの新規の2件を入れると、合計52件に増えたことになる。遺産種類で分けると自然遺産12件、文化遺産31件、複合4件、文化景観遺産5件が含まれている。それらを保護し、伝えることは、さらに長期な事業になる。

世界遺産とは、世界遺産リストに記載されている「顕著な普遍的価値」<sup>1</sup>を有する人類共通のかけがえのない財産である。中国は1985年11月に世界遺産条約を批准し、締約国の仲間入りをした。

1987年、中国が初めて推薦した六つの遺産「万里の長城」「北京故宮」「始皇陵」「敦煌の莫高窟」「周口店北京原人遺跡」「泰山」が世界遺産に登録された。それ以後、中国は2、3年おきに国家風景名勝区や歴史遺跡（全国重点文物保护单位）などの登録に成功している。さらに、ここ数年は五輪招致の申請のような国策として、世界遺産の推薦、登録の動きが加速している（表1）。

52箇所の世界遺産の中では、北京がそのうち7つを占めており、世界では、最も多く世界遺産を

---

この論文は査読を経て掲載されたものである（『21世紀アジア学研究』編集委員会）。

\* 国士舘大学大学院 グローバルアジア研究科 博士課程

1 顕著な普遍的価値とは、国家という枠組みを越え、人類全体にとって現在だけでなく将来世代にも共通した重要をもつような、傑出した文化的な意義や自然的な価値を意味する。世界遺産条約及びその作業指針による。

擁する都市である。日本では、奈良県が三つの世界遺産を擁する。また、シリアル・ノミネーション・サイト（連続性のある遺産）として登録された「大運河」は北京、天津、河北、山東、河南、安徽、江蘇、浙江など8つの省を縦断している。トランスバウンダリー・サイト（国境を跨ぐ遺産）として、「シルクロード」は、中国、カザフスタン、キルギス3カ国の7つの省と州を横断している。

国家文物局の資料によると、2016年に更新された「中国世界遺産暫定リスト」には合わせて、50件の世界遺産の候補が載せられており、登録申請を待っている状況である。世界遺産条約を履行するための作業指針「作業指針」では、世界遺産として登録されるには、加盟国である国内での暫定リストに載せることが前提条件である。

顕著な普遍的価値を有することはその必須の条件であり、その評価基準として、10の項目が作業指針によって定められている。文化遺産の登録基準は、略すれば、(i) 人類の傑作、(ii) 文化交流の跡、(iii) 文化・文明の証拠、(iv) 歴史的に重要な建築物や景観、(v) 環境利用の見本、(vi) 顕著な出来事・伝統との関連、となる。これらに加えて、世界文化遺産になるためには「完全性」と「真正性」を満たさなければならない。完全性（インテグリティ）とは、普遍的価値を伝える要素がすべて含まれており、かつ余計な要素を含まないでしっかりと保存されていることである。真正性とは、伝えられている文化・文化財が本物で、再建された場合でも同じ素材・建築工法など、その属性が正しく伝えられていることを示す。

さらに、世界遺産になるには、その国の文化財保護法に基づく文化財に指定されるか、少なくともその国の法や条例によって保護されていなければならない。日本の場合は、文化遺産については「文化財保護法」が主にその役割を担っており、文化遺産保護は主に文化庁が所管している。現在の文化財保護法は「国宝保存法」、「史蹟名勝天然記念物保存法」、「重要美術品等の保存に関する法律」を統合して、1950年に制定されたが、なおかつ無形文化財、民俗資料、埋蔵文化財を新たに保護対象に加え、保護対象すべてを「文化財」という概念に包摂するという文化遺産保護制度の総合立法である。このような一本化された法制度は他の国には例がないものである。同法は地方公共団体の保護役割についても規定しており、それに基づき、多くの地方団体も「文化財保護条例」を制定している（中村 2007）。

本稿では、世界遺産として中国文化遺産の保護水準を代表すると言える北京の頤和園を事例に、現代中国において、都市建設と文化遺産保護を「如何に両立共存させるか」という課題について、日本の保護制度との相違を踏まえ論じたい。かつ、都市区域の建設発展の中で、頤和園が直面する様々な課題に対しての提案も試みたい。

## 中国の世界遺産登録と保護

中国における文化遺産保護に関する法体制は日本の保護法とは違い、単行的立法である。つまり、一箇所の世界遺産に対して、一つの保護条例や管理弁法<sup>2</sup>などが制定され公布されるため、現

2 弁法とは、規則、条令、マニュアルという意味。

在は、世界遺産の保護に関する法律、条例、管理弁法は無形遺産を含め、計110件以上もある（姜 2015：9-13）。

中国の文化遺産保護については、「全国重点文物保護単位」、「中国歴史文化名城」、「中国歴史文化名鎮村」、「国家重点風景名勝区」の四つの指定制度があり、文化遺産に関する保護には二つの法律「文物保護法」、「非物質文化遺産法」と一つの条例「文物保護法実施条例」がある。その施行主体は、「中華人民共和国国家文物局」、「中華人民共和国國務院文化部非物質文化遺産司」「中華人民共和国国家發展改革委員会」である。さらに、中国の遺産保護にかかわる基本法は、「中華人民共和国国家憲法」であり、憲法の第22条に基づき、「国が名所旧跡、貴重文化財及び、その他、重要な歴史価値のある文化遺産を保護する」と定められている（姜 2015：14-18、44-45）。

中国においては、文物保護の最高機関は国家文物局であり、文物の指定、保存、各級の博物館の統括や、文物の海外流出の規制、研究事業、登録の手続き等が行われており、附属機関としての研究所も設置されている。また、国の下部組織である省、自治区、市、県、地方においてもそれぞれの文物保護行政機関を備えており、国家文物局がそれらの地方文物局を統括している（彭 2015：1-8、18、30）。

さらに、世界遺産リストに記載されるには、まず国内最高の評価に当たる「全国重点文物保護単位」に指定される必要があり、ひとたび世界遺産となれば、後世に残す貴重な財産として、大いに関心が高まることは間違いない。例を挙げると、杭州西湖の観光総収入は世界遺産登録に成功した翌々年の国慶節の大型連休に87億6500万元と史上最高額の記録を達した。平遥古城では、世界遺産を登録された後の10年間で入場料収入だけでも125万元から7500万元に増加している。こうした経済効果は間違いなく多くの地方政府の目を吸い寄せる（人民日報海外版－日本月刊2014：1-3）。現在は、中国では、世界遺産への登録申請を待っている案件（全国重点文物保護単位）は暫定リストを含め、200件以上あるという。

世界遺産委員会は案件自体の十分な価値のほかにも、それぞれの遺産の環境整備、インフラ、文物保護と展示方法などの多方面にわたって厳しい要求を課しており、世界遺産リストに登録するには、いずれに対しても、さらなる条件整備を必要とする。

## 皇家園林「頤和園」の保護

古建築研究の第一人者、楼慶西氏（現清華大学教授）によると、中国の園林は4000年以上の歴史があるという。以下、楼氏の著書による頤和園の略史を紹介する。

最初に「囿」<sup>3</sup>という園林が造られたのは、紀元前2000年、商王朝の頃であった。「囿」の中で主要な構造物は「台」と称する。すなわち、中国古典園林は「囿」と「台」の結合から生まれたという。中国の四大古典園林は「頤和園」、「承德避暑山莊」、「留園」、「拙政園」を四大古典園林とし、すべて世界遺産に登録されている。中国の園林は大きく分けて、皇帝所有の大規模「皇家園林」と

3 「世界大百科事典 第2版」：古代中国において広大な範囲に禽獣を放し飼いにした自然庭園で、本来は城郊に設けられ、皇帝の巡狩に使用された場所であった。

貴族、官僚、豪商などの「私家園林」がある（楼 2003：6-11）。

頤和園は中国首都北京の西北の海淀区にある。市の中心からの距離は15キロほどの処で、急速に市街化が進む最中の中関村科技园街区と隣接しながらも、頤和園は中国で最も完全な形に保たれた最大規模の皇家の園林であり、「皇家の庭園博物館」とも呼ばれている。最初の名は清漪園と呼ばれ、1750年、清の乾隆帝が自分の母親の60歳の誕生日を祝うために築かせた。敷地面積は293ヘクタール、主に万寿山や昆明湖 2 部分構成である。さまざまな形式の宮殿の庭園建築3000余りの建造物には、大きく分けて行政、生活、遊覧の3つの用途がある。昆明湖と万寿山を土台に、杭州西湖をモデルにして、江南庭園の造園手法を吸収し作られた、そのうちの水域が占める面積はおよそ4分の3で、中国の典型的な庭園芸術の代表作として、1998年、ユネスコに文化遺産として登録された（楼 2003：66-71）。

歴史上、頤和園はかつて2度の深刻な破壊に遭遇した。最初は1860年で、英仏連合軍に焼き払われ、その後修復された時、現在の名前、頤和園となった。1900年には、八国連合軍によって破壊され、1902年に修復された後、現在の規模になった（図1）。1914年には、清朝の王室財産として、

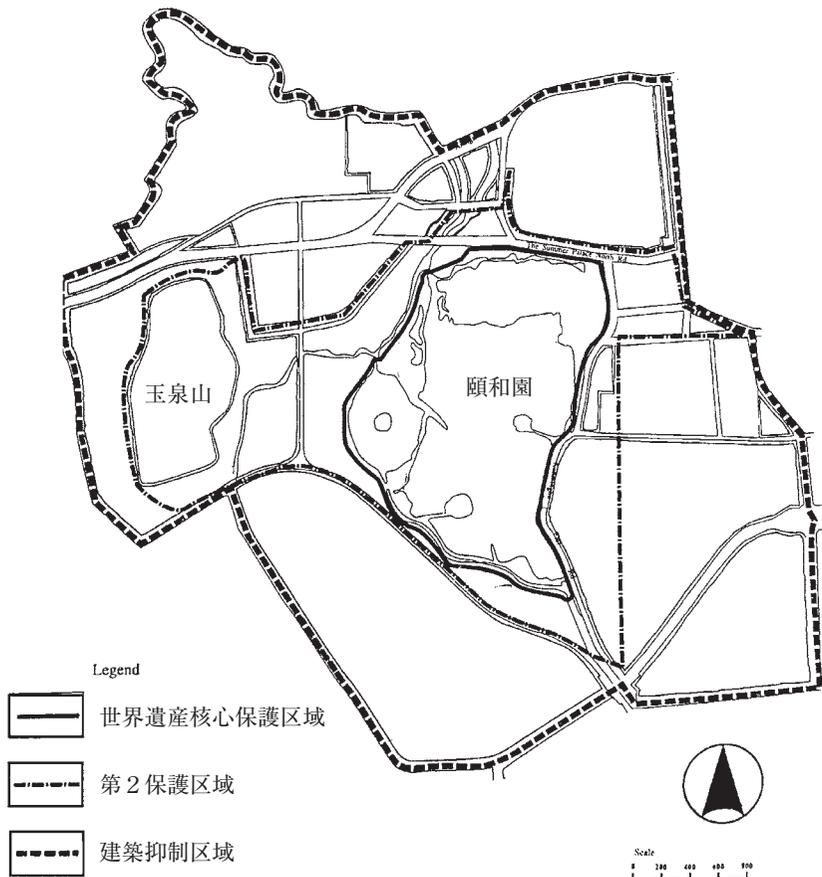


図1 1998年の推薦書における登録範囲

引用先：World Heritage List (UNESCO World Heritage Centre) の公式サイト 最終閲覧11月20日

開発され、1924年になってはじめて、公園として一般公開されるようになったとのことである（楼2003：88-97）。

1961年に頤和園は中国第一回目の国家級重点文物保護単位となり、1997年、政府はユネスコ世界遺産への登録を申請し、翌年12月、ユネスコの世界遺産リストに文化遺産として登録されたのである。これをきっかけに頤和園の保護管理の新たなページが開かれたと同時に、これは頤和園の保護史上の発展の節目となった。

しかし、北京では現行の保護の法制度や規制だけでは多くの抜け道があり、世界遺産「頤和園」としての遺産価値を十分に保つことができないのである。よって、北京の現代的な都市発展における観光と文化遺産の保護の両方を適応させることは非常に難しいことが問題となっている。

そこで、都市建設と遺産保護の両立共存の問題に対する解決策として、まず文化遺産保護のために政府が定める適正な法規を遵守することを不可欠と考えている。さらに、市民の参加、市民意識を高める教育など、文化財愛護活動の促進が必要と考えた。これら両者を促進することによって、「頤和園」が現在抱えている「保護を無視し、観光優先」という現状から抜け出し、頤和園の文化遺産として価値を十全に保護できる可能性があるのではないかと筆者は考えている。

### 頤和園の「顕著な普遍的価値」

世界遺産としての頤和園は250年の歴史と中国4千年の古典造園芸術を選りすぐって集大成した園林の傑作である。園内は中国各地の建築の長所を集めているため、素朴で規模が大きく、様々な自然の景色を堪能することができる。主体は万寿山と昆明湖で、園内には、楼閣、宮殿、寺、仏塔、回廊、土手、石橋など100か所あまりの民俗特色あふれる古代建築の他、変化に富んだ亭、台、楼が並び立つ。

ここには豊富な歴史、文化意義が与えられ、中国数百年の政治史、経済史、外交史の数多くの事件、人物、芸術文学作品、歴史記憶及び、口碑、伝説、影響などだけでなく、中国数千年の文化、科学、芸術創造の深い内容とその精神も体現される。これらが頤和園のOUV「顕著な普遍的価値」をなす。また、頤和園周辺には、民族伝統、地名資源、生活、生産方法も含む歴史的な区域も展開し、これらも頤和園の顕著な普遍的価値と関連する。世界遺産条約に基づくユネスコ世界遺産委員会は、イコモスによる勧告を受け、上記「作業指針」が掲げる評価基準に沿って、以下のように登録の正当性を言明している<sup>4</sup>。

『中国皇家園林を代表する頤和園は、中国園林の造園芸術の理念を全面的に表している。よりよく完全な存在が、政府や民間によって、有効に守られており、その歴史かつ伝統的な文化内包で、世界文化遺産の条件と資格にふさわしい。そして、

(1) 世界園林史における独特な歴史地位と価値。頤和園は東方園林ならではの風格と趣を強く反映している。中国の近代社会の進展過程に重大な影響を与えている、中国の伝統工芸と技術の

4 <http://whc.unesco.org/ja/list/>、World Heritage List (UNESCO World Heritage Centreの公式サイト)

創造力を表している。

- (2) 北京の頤和園は人類の作品と自然が全体的な調和を見せる中国の風景庭園設計の創造芸術の顕著な表現である。
- (3) 頤和園は中国の哲学と庭園設計哲学・慣習の縮図であり、東洋全体のこの系統の文化形態の発展に重要な役割を果たした。
- (4) 頤和園に例証される皇帝所有の中国庭園は主要な世界的文明の1つの力強い象徴である。中国皇家園林において最高造園の芸術的完成度を代表している。』と言明する。

## 頤和園の保護計画と保護状況

「北京市公園緑地」および「風景名所区協会」編集出版の「北京園林巻2 歴史と現実の対話」によると、現在北京市内には、歴史的に意義のある21の公園が存在する。中国園林学術界および管理機構による5分類に従うと、それらは以下の通り（太字は国家級文物保護対象）。

皇家庭園： 頤和園・円明園遺跡公園・香山公園・北海公園・景山公園

私家庭園： 恭王府・醇親王府

廟壇庭園： 太廟・中山公園・天壇公園・地壇公園・月壇公園

寺廟庭園： 八大処公園。

公共遊豫園：陶然帝公園・玉淵壇公園・什刹海公園・北京動物公園

その他4庭園

全国重点文物保護単位の指定を受けている北京の上記園林の中で、最も早く保護計画が制定された園林こそが頤和園だった。1989年に中国政府の五ヶ年計画に基づき、第一次の「頤和園総体保護計画」が制定され、以後五年おきに項目を見直し、保護計画を詳細化している。また、その保護計画に従って、相次いで「蘇州街」（1990年）「景明樓」（1992年）「澹寧堂」（1997年）を復元し、現代的な「文昌院文物館」を作り上げている。

2000年には「2000-2020年頤和園公園発展保護計画」が制定された。本計画の一部分の項目を実施した結果、失った土地を回収でき、清漪園時期の重要歴史風景区「耕織園」（2004年）を復元し、また、頤和園小学校の移転と清外務公所の計画設計などが完成した。さらに、「听鶯館、大船坞、排云殿、佛香阁、长廊、仁寿殿」などを修繕し、「治鏡閣風景区」の復原計画プログラムの申請を行っている。

2006年、国家文物局、北京市文物局、北京市公園管理センターなどの上級機関から「編制全国重点文物保護単位保護规划的な通知」が発せられた。本通知では、全国重点文物保護単位は文物保護計画と総体計画を制定し、そのうえで「文物実地調査設計甲級資質」と「都市計画設計甲級資質」を備えなければならないとされ、2006年に、「頤和園文物保護計画」と「頤和園総体計画」を制定、それに基づく活動が展開されている。本活動は、2006年8月からスタートし、同年12月に正式に天津大学建築設計計画研究院と合作契約書を結んだ。計画期間は2000-2006年、計画内容は、頤和園の緩衝地帯の面積や開発抑制区的面積に関連し、頤和園の歴史、文化、保護、管理、効果、区画な

ど、様々な分野を含む（彭 2015：96-102）。

頤和園は世界遺産登録の後、上記のような法的措置や保存管理のための計画を進めており、全体的には、保護良好の状態ではあるが、近接する建設抑制地帯における乱開発の影響で、深刻な環境悪化の状況にあることも事実である。また、園内の保護範囲も他の機関、機構に占用され、価値の高い建造物の環境が損なわれているなど、いまだに重要な文化価値と景観を持つ歴史的な資産が文化財として重視されない状況にある。

そのため、2011年に「頤和園周辺環境整治計画」、2013年に「2013年頤和園園牆修繕工程方案」「遺産区域占用、昆明湖の水源供与及び周辺景観保護」、「北京市文物保護単位巡視検査報告制度暫行規定」、「北京市文物保護単位保護範囲及び建設控制地帯管理規定」、「北京市文物建築修繕工程管理弁法」等が次々と制定されている（彭 2015：307-310）。

また、頤和園では様々な研究課題に対する学術研究活動が全面的に展開されており、頤和園彩画の研究、古代建築の全面をデジタル化にする測量と製図、庭院や室外の飾り付け研究、夜景照明研究などに成果が及んでいる。ほかにも、北京市は頤和園総体計画を立案し、文物本体の保護の強化を続け、文物環境に対して、総合的な整備工事をすることによって、文物の保護と文物観光の持続的発展を促進している。科学の発展は文物の保護と公園管理の運営管理にも、具体的に見ることができる。これらとは別に、20世紀1970年代以来、頤和園管理处が大量の人材と資金を投入し、頤和園に関連する保存書類や文献資料を収集整理している。また、関連する大学では、現在、文物・建築の測量、製図などを共同で実施している。

他方、頤和園では、観光を前提とした保護と活用には確かに問題点が多く存在している。利益第一主義の観光観念は文化遺産のキャパシティを超える観光客を受け入れやすい。そのため、観光客の人々のマナー、道徳意識の欠如からゴミ問題や、頤和園の損傷問題など解決しなければならない文化遺産保護に関する問題も多い。しかし少なくとも、経済的価値の賦与によって、人々の文化遺産に対する関心が高まっている。頤和園が本当に喪失されていくのは、それが人々にとって意味、あるいは価値を持たなくなった時である。現在は頤和園自体も清時代の歴史を伝える文物の一つとして一般開放されており、いまでは、北京市を訪れた大半の観光客はここに寄るといっても過言ではないほど、北京市はもちろん、中国を代表する観光施設となっている。中国の人々にとって資源として頤和園の意味、価値は大きく、残さなければならない文化遺産である。

## 結 論

上で述べた問題点に加え、具体的な保存方法、行政と観光業に携わる人々の頤和園保護に関する協力など、実際にこれから解決しなければならない課題は山積みであるが、頤和園はどう保護すれば、うまくいくのかという問題に対して、政府の保護政策だけではなく、間近にいる市民の参与と保護の意識を育成することによる頤和園保護の実現という答えも選択肢の一つなのではないだろうか。

北京市民やその他公衆の参加意識を強化することは、中国の文化遺産の保護と持続発展のために

なることであり、同時に市民、自らの生活の質を高めるためになることでもある。頤和園に対する市民の関心、保護意識を高めることを目的として、次のような提案をしたい。

- (1) 公衆の参加意識を強化するルートとして、様々な形で市民に世界遺産保護知識の教育を行う。例として、各種の専門家講座を開催し、コンサルティングを行う。また、世界遺産保護にかかわる保護の論壇や交流サミットなどを開催する。
- (2) 学校教育分野での地域学習が不十分であり、教職員向けの校内外研修講座等の機会を設け、頤和園のような文化遺産の歴史や史蹟、文化財などへの認識を深めることにより、子供たちが「生まれ育ったふるさと」への愛情と意識を高める授業へと繋げる。
- (3) また、園内にある各種文化財への説明看板の整備が不十分である。単なる説明板だけではなく、それぞれ連携を待たせた回遊性も考慮すべきである。さらに、頤和園に関する文献資料等、北京市所有文化資料のデータベース化を行い、インターネット経由等で検索ができ、市民や研究者に資料が活用されるサービスが必要である。
- (4) 北京市の各博物館、郷土資料館等文化施設での特別、企画展示会あるいは体験講座等を実施し、市民に頤和園の歴史や文化、地域学習の機会お適切に提供する。
- (5) 埋蔵文化財調査の出土品、および埋蔵文化財以外の資料の収集、保存はいまだ不適切なままであり、さらに周辺部での整備計画とも統合する必要から、文化財管理センターを設置し、調査研究と管理体制を整備する。

以上の検証に基づき、頤和園の保護活動において生じた様々な課題に対する提案を挙げ、政府の強力な支持、具体的な保存方法、関連行政や観光業に携わる人々および、頤和園の保護に関する間近にいる市民の参与と保護意識の強化等の手段で、それらが共同して頤和園保護実務と管理事業をさらに推進できる可能性を主張するものである。とりわけ、現在進行中の「2000-2020年頤和園公園発展保護計画」は定期的に見直し作業が行われるはずであり、このような提案を受け入れる素地は十分にあると考える。

最後に、都市建設と文化遺産保護の両立共存の問題に対する解決策として、政府関係者の適正な法規制度の立法とその遵守や、市民意識を高める教育等の両方を促進することによって、文化遺産保護が完全な程度に達する可能性があることを付言しておきたい。

#### 〈謝辞〉

本論文の作成にあたり、いつも適切な助言を頂き、丁寧にご指導して頂きました岡田保良先生に心より感謝申し上げます。また、このような貴重な投稿機会を与えて下さった小口裕通先生、いつも応援して下さった小口和美先生に深く感謝いたします。そして、大学内に留まらず、いつも快く協力して下さった(中国ICOMOS委員会の元副会長、国家文物局秘書長)の郭施先生に対し、ここに感謝いたします。本当にありがとうございました。

#### 参考文献

- ・ 楼慶西（2003年）『中国园林』五洲传播出版社
- ・ 姜敬红（2015年）『中国世界遗产保护法』西南交通大学出版社
- ・ 彭跃辉（2015年）『中国世界文化遗产保护管理研究』文物出版社
- ・ 朱祥贵（2013年）『文化遗产保护法研究』北京法律出版社
- ・ 彭跃辉（2014年）『世界文化遗产法律文件选编』文物出版社
- ・ 国家文物局（2007年）『中华人民共和国文化遗产保法律文件选编』
- ・ 国家文物局（2012a年）『文物保护法律文件选编』文物出版社
- ・ 国家文物局（2012b年）『文化遗产保护地方』文物出版社
- ・ 東京文化財研究所編（2016年）『世界遺産用語集』東京文化財研究所
- ・ 中村賢二郎（2007年）『わかりやすく文化財保護制度の解説』ぎょうせい
- ・ ユネスコ [UNESCO] 編（2005年）『世界遺産条約履行の為の作業指針』ユネスコ 文化庁仮訳
- ・ 联合国教科文组织 [UNESCO] 編（2009年）『实施保护世界文化遗产与自然遗产公约的操作指南』联合国教科文组织 中国国家文物局仮訳

表1 中国の世界遺産一覧表

名 称		登録年月日	所在地	遺産タイプ	登録基準	保護法 & 条例
長 城 The Great Wall	万里の長城	1987.	北京市	文化	(i)(ii)(iii)	長城保護条例
	九門口長城	2002.	遼寧		(iv)(vi)	北京市長城保護管理弁法
清朝の皇宮群 Imperial Palaces of the Ming and Qing Dynasties in Beijing and Shenyang	北京故宮	1987	北京市	文化	(i)(ii)(iii)	故宮保護総体計画
	瀋陽故宮	2004	遼寧		(iv)	瀋陽市故宮保護条例
秦の始皇陵 Mausoleum of the First Qin Emperor		1987	陝西	文化	(i)(iii)(iv)(vi)	秦始皇陵保護条例
敦煌の莫高窟 Mogao Caves		1987	甘肅	文化	(i)(ii)(iii) (iv)(v)(vi)	敦煌莫高窟保護条例
周口店の北京原人遺跡 Peking Man Site at Zhoukoudian		1987	北京市	文化	(iii)(vi)	周口店遺址保護管理弁法
泰山 Mount Taishan		1987	山東	複合	(i)(ii)(iii)(iv)(v)(v i)(vii)	泰山風景名勝区保護管理 条例
安徽黄山 Mount Huangshan		1987	安徽	複合	(ii)(vii) (x)	黄山風景名勝区管理条例
武陵源の自然景観と歴史地域 Wulingyuan Scenic and Historic Interest Area		1992	湖南	自然	(vii)	武陵源自然遺産保護条例
九寨溝の渓谷の景観と歴史地域 Jiuzhaigou Valley Scenic and Historic Interest Area		1992.	四川	自然	(vii)	四川省世界遺産保護条例
黄龍の景観と歴史地域 Huanglong Scenic and Historic Interest Area		1992.	四川	自然	(vii)	四川省世界遺産保護条例
ラサのポタラ宮歴史 遺跡群 Historic Ensemble of the Potala Palace, Lhasa	ポタラ宮	1992	チベット 自治区	文化	(i)(iv)(vi)	西蔵自治区布达拉宮保護 弁法
	大昭寺	2000				
	ノル布林カ	2001				
承徳の避暑山荘と外八廟 Mountain Resort and its Outlying Temples, Chengde		1994.	河北	文化	(ii)(iv)	承徳避暑山荘及周圍寺廟 保護管理条例
曲阜の孔廟、孔林、孔府 Temple and Cemetery of Confucius and the Kong Family Mansion in Qufu		1994.	山東	文化	(i)(iv)(vi)	三孔世界遺産総体保護計 画
武当山の古代建築物群 Ancient Building Complex in the Wudang Mountains		1994.	湖北	文化	(i)(ii)(vi)	湖北省武当山風景名勝区 管理弁法
江西廬山国立公園 Lushan National Park		1996	江西	文化	(ii)(iii)(iv)(vi)	廬山風景名勝区管理条例
峨眉山と楽山大仏 Mount Emei Scenic Area, including Leshan Giant Buddha Scenic Area		1996.	四川	複合	(iv)(vi)(x)	四川省世界遺産保護条例
麗江旧市街 Old Town of Lijiang		1996.	云南	文化	(ii)(iv)(v)	麗江歴史文化名城保護管理条例 麗江古城保護条例
古都平遥 Ancient City of Ping Yao		1997.	山西	文化	(ii)(iii)(iv)	山西省平遥古城保護条例

表1 中国の世界遺産一覧表（つづき）

名 称		登録 年月日	所在地	遺産 タイプ	登録 基準	保護法 & 条例
蘇州古典園林 Classical Gardens of Suzhou	留園、環秀山莊 拙政園、網師園	1997.	江苏	文化	(i)(ii)(iii)(iv) (v)	蘇州園林保護和管理条例
	芸圃、耦園、沧浪亭、獅子林、 退思園	2000				
頤和園 Summer Palace, an Imperial Garden in Beijing		1998	北京市	文化	(i)(ii)(iii)	「2000－2020年頤和園公園発 展保護計画」
天壇 Temple of Heaven: an Imperial Sacrificial Altar in Beijing		1998.	北京市	文化	(i)(ii)(iii)	北京市公園管理条例 天壇文物保護計画 2025
大足石刻 Dazu Rock Carvings		1998.	重慶市	文化	(i)(ii)(iii)	重慶市大足石刻保護管理 弁法
武夷山 Mount Wuyi		1999.	福建	複合	(iii)(vi)(vii) (x)	武夷山景区保護管理弁法
青城山と都江堰灌漑施設 Mount Qingcheng and the Dujiangyan Irrigation System		2000.	四川	文化	(ii)(iv)(vi)	都江堰水利工程管理条例
龍門石窟 Longmen Grottoes		2000.	河南	文化	(i)(ii)(iii)	洛陽市龍門石窟保護管理条 例
明・清朝の皇帝陵墓群 Imperial Tombs of the Ming and Qing Dynasties	明显陵	2000.	南京市	文化	(i)(ii)(iii) (iv)(vi)	南京市中山陵園風景区保 護管理条例
	清东陵 清西陵					清东陵保護管理弁法
	明十三陵 明孝陵	2003	北京市			北京市明十三陵保護管理 弁法
	清永陵 清福陵 清昭陵	2004	瀋陽市			瀋陽市故宮、福陵と昭陵 保護条例
安徽南部の古村落－西遞・宏村 Ancient Villages in Southern Anhui - Xidi and Hongcun		2000	安徽	文化	(iii)(iv)(v)	安徽省皖南古民居保護条例
雲崗石窟 Yungang Grottoes		2001	山西	文化	(i)(ii)(iii)(iv)	大同市雲岡石窟保護管理 条例
雲南三江併流の保護地域群 Three Parallel Rivers of Yunnan Protected Areas		2003	雲南	自然	(vii)(viii)(ix)(x)	云南省三江併流世界自然 遺産地保護条例
古代高句麗王国の首都と古墳群 Capital Cities and Tombs of the Ancient Koguryo Kingdom		2003.	遼寧 吉林	文化	(i)(ii)(iii)(iv) (v)	吉林省高句麗王城、王陵 及貴族墓葬保護管理条例
マカオ歴史地区 Historic Centre of Macao		2005.	マカオ特別 行政区	文化	(ii)(iii)(iv)(vi)	特別行政区文化遺産保護 法
四川ジャイアント・パンダ保護区群 Sichuan Giant Panda Sanctuaries - Wolong, Mt Siguniang and Jiajin Mountains		2006.	四川	自然	(x)	四川省世界遺産保護条例
安阳殷墟 Yin Xu		2006.	河南	文化	(ii)(iii)(iv)(vi)	安阳殷墟保護管理条例
中国南方カルスト South China Karst		2007. 2014	云南, 广西, 广 西, 贵州, 重庆	自然	(vii)(viii)	昆明市石林風景名勝区保 護条例

表1 中国の世界遺産一覧表(つづき)

名 称	登録 年月日	所在地	遺産 タイプ	登録 基準	保護法 & 条例
開平の望楼群と村落 KaipingDiaolou and Villages	2007. 2014.	広東	文化	(ii)(iii)(iv)	開平碉楼保護管理規定
福建土楼 Fujian Tulou	2008.	福建	文化	(iii)(iv)(v)	福建土楼“世界文化遺産保護 条例
三清山国立公園 Mount Sanqingshan National Park	2008.	江西	自然	(vii)	三清山風景名勝区管理条 例
五台山 Mount Wutai	2009、	山西	文化景観	(ii)(iii)(iv) (vi)	五台山風景名勝区保護計 画
河南登封の文化財“天地之中”少林寺 Historic Monuments of Dengfeng in “The Centre of Heaven and Earth”	2010.	河南	文化	(iii)(vi)	登封“天地之中”歴史建築 群保護管理計画
中国丹霞 China Danxia	2010.	貴州、福建、湖 南、广东、江 西、浙江	自然	(vii)(viii)	広東省丹霞山保護管理規 定-福建省中国丹霞自然 遺産保護弁法
杭州西湖の文化的景観 West Lake Cultural Landscape of Hangzhou	2011	浙江	文化景観	(ii)(iii)(vi)	杭州西湖文化景观保護管 理条例
元上都[ザナドゥ]の遺跡 Site of Xanadu	2012・	内モンゴル 自治区	文化	(ii)(iii)(iv) (vi)	内モンゴル自治区元上都 遺址保護管理弁法
澄江の化石産地 Chengjiang Fossil Site	2012・	云南	自然	(viii)	雲南省澄江動物化石群保 護規定
新疆・天山 Xinjiang Tianshan	2013.	新疆ウイグ ル自治区	自然	(vii)(ix)	天山自然遺産地保護条例
紅河ハニ棚田群の文化的景観	2013.	雲南	文化	(iii)(v)	哈尼梯田保護管理条例
シルクロード:長安-天山回廊の交易路網(カザフスタン/キ ルギス/中国共同 Silk Roads: the Routes Network of Chang'an-Tianshan Corridor	2014.	河南, 陝西, 甘肅, 新疆	文化	(ii)(iii)(v) (vi)	西安市丝绸之路歴史文化 遺産保護管理弁法
中国大運河 The Grand Canal	2014.	北京, 天津, 河北, 山东, 河南, 安徽省, 江苏, 浙江	文化	(i)(ii)(iii) (iv)(vi)	(各省)中国大運河保護条 例
土司の遺跡群 Tusi Sites	2015.	湖南, 貴 州, 湖北	文化	(ii)(iii)	湘南土族自治州老司城 遺跡保護条例
湖北省の神農架 Hubei Shennongjia	2016.	湖北	自然	(ix)(x)	神農架国家公園保護条例
左江花山のロックアートの文化的景観 ZuojiangHuashan Rock Art Cultural Landscape	2016.	广西	文化景観	(iii)(vi)	左江花山岩画文化景观保 護管理総体規則
歴史的万国租界、鼓浪嶼 kulangsu	2017	福建	文化	(ii)(iv)	廈門経済特区鼓浪嶼文化 遺産保護条例 鼓浪嶼風貌建築保護条例
青海フシル qinhaikekexili	2017	甘肅	自然	(vii)(x)	青海可可西里自然遺産地 保護条例

注: ユネスコ世界遺産のWEB サイト、中国世界遺産保護法の専門書を基に表が作成。